

兵庫県公報

令和8年6月9日 火曜日 第726号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 救急病院の認定（医務課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 令和8年度家畜講習会の開催（畜産課）	4
○ ふ化業者の登録（同）	5
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（中播磨県民センター）	6
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（上下水道課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	10
教育委員会公告	
○ 入札公告	10
正 誤	
○ 令和8年5月26日付け兵庫県公報第722号中	20

告 示

兵庫県告示第579号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種別	名 称	制作・配給会社
映 画	ユースフル・ゴースト (原題) A USEFUL GHOST	つみき
映 画	ダイスト 戦慄のハロウィン (原題) DIE' CED RELOADED	JIGGYFILMS



兵庫県告示第580号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名 称 高砂市民病院
- 所在地 高砂市荒井町紙町33番1号
- 認定年月日 令和8年6月4日
- 認定の有効期限 令和11年6月3日



兵庫県告示第581号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市寺谷土地改良区	令和8年4月27日



兵庫県告示第582号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市野瀬北土地改良区	令和8年4月17日



兵庫県告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
明石堀割土地改良区	令和8年4月28日



兵庫県告示第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
水足土地改良区	令和8年4月28日



兵庫県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
石守土地改良区	令和8年4月28日



兵庫県告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
志方土地改良区	令和8年4月28日



兵庫県告示第587号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
上部井土地改良区	令和8年4月22日



兵庫県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
甘地土地改良区	令和8年4月21日



兵庫県告示第589号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
西光寺野土地改良区	令和8年4月21日



兵庫県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
青垣土地改良区	令和8年4月22日



兵庫県告示第591号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項に規定する令和8年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開催日時
令和8年8月26日及び同月27日
- 2 開催場所
神戸市中央区下山手通4丁目18-1
兵庫県立ひょうご女性交流館
- 3 受講対象者
家畜の取引の業務に従事しようとする者
- 4 講習内容及び時間

講習科目	時間
(1) 家畜の取引に関する法令	4時間
(2) 家畜の品種及び特徴	4時間
(3) 家畜の悪癖・機能障害及び疾病	6時間

- 5 受講手続
 - (1) 受付期間
令和8年6月1日から同年7月24日まで
 - (2) 受付先

住所を管轄する県民局及び県民センターの農林（水産）振興事務所
ただし、県外に住所を有する者にあつては、兵庫県農林水産部畜産課へ提出するものとする。
なお、郵送による場合は簡易書留とし、令和8年7月24日必着とする。

(3) 提出資料

ア 令和8年度家畜商講習会受講申込書

受講申込書提出前6カ月以内に撮影した無帽正面上半身像で縦3.5センチメートル、横2.5センチメートルの写真1枚を貼付すること。

イ 講習の特例措置の申請書

家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定による講習の特例措置の適用を受けようとする場合、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを添えて申請すること。

(4) 受講手数料

3,300円を電子納付又は兵庫県収入証紙により、納付すること。

なお、受講決定後、手数料は返還しない。

6 問い合わせ先

兵庫県農林水産部畜産課肉用牛振興班

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 362-3454



兵庫県告示第592号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者として次のとおり登録した。

令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

登録番号	登録年月日	名称及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
8兵第1号	令和8年6月1日	株式会社 一宮家禽孵卵場 豊岡市出石町長砂158番地	株式会社 一宮家禽孵卵場 豊岡市出石町長砂158番地



兵庫県告示第593号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

三田市大原字上野ヶ原1323番212及び1323番286の各一部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年6月9日から供用を開始する。

その関係図面は、令和8年6月9日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 富島久留麻線	淡路市石田字松原573番2から 同 市石田字松原565番2まで	旧	5.0から 11.0まで	108.0	
		新	10.0から 18.0まで	108.0	



兵庫県告示第595号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和8年6月9日

中播磨県民センター長 井野 健三郎

- 指定する貯水施設の所在地
神崎郡市川町上牛尾字小谷1279番1
- 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
塩谷自治会 総務 青木弘幸	神崎郡市川町上牛尾1260-1

- 指定する理由
神崎郡市川町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和8年6月9日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
武庫川流域下水道（上流処理区）維持管理委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県土木部上下水道課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 随意契約の相手方の名称及び住所
公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター 神戸市中央区栄町通6丁目1番21号
- 随意契約に係る契約金額
846,752,694円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和8年6月9日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
 武庫川流域下水道（下流処理区）、揖保川流域下水道（揖保川処理区）及び猪名川流域下水道（原田処理区）維持管理委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 兵庫県土木部上下水道課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター 神戸市中央区栄町通6丁目1番21号
- 5 随意契約に係る契約金額
 20,417,058,684円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 7 随意契約の理由
 政府調達に関する協定第13条第1項(b)



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 阪急宝塚商業ゾーン商業棟
 所在地 宝塚市栄町一丁目150番1外56筆
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
阪急電鉄株式会社	大阪府池田市栄町1番1号	嶋田泰夫
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
阪急電鉄株式会社	大阪府池田市栄町1番1号	杉山健博
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
阪急電鉄株式会社	大阪府池田市栄町1番1号	嶋田泰夫
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
日本トイザラス株式会社	川崎市幸区大宮町1310番地	アンドレ・A・ジェイブス
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西 一丁目6番5号	金谷隆平
株式会社モトーレン阪神	西宮市津門大箇町4番3号	田畑利彦
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社Joshin	大阪市浪速区日本橋西 一丁目6番5号	高橋徹也
株式会社モトーレン阪神	西宮市津門大箇町4番3号	片岡伊佐夫

4 変更年月日

令和8年4月1日外

5 届出年月日

令和8年5月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年6月9日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年10月9日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 阪急宝塚商業ゾーン商業棟

所在地 宝塚市栄町一丁目150番1外56筆

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
阪急電鉄株式会社	大阪府池田市栄町1番1号	嶋田泰夫

3 変更事項

駐輪場の位置（縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

4 変更年月日

令和9年1月19日

5 届出年月日

令和8年5月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年6月9日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年10月9日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール猪名川

所在地 川辺郡猪名川町白金二丁目1番

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	米山学朋

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	大山一也

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	米山学朋

4 変更年月日

令和8年4月1日

5 届出年月日

令和8年5月20日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年6月9日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年10月9日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年6月9日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 神崎郡福崎町福崎新字町ノ上27番+27番3+27番4、28番+485番+486番、44番1の一部、44番2の一部、47番1、47番2の一部、27番・27番3・27番4地先の水路の一部、28番地先里道の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 姫路市網干区大江島寺前町109番地
 アーバントラスト株式会社 代表取締役 肥塚俊彦
- 3 許可年月日及び許可番号
 令和8年5月7日
 兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-12-2号（7福崎）

教育委員会公告

入札公告

次の工事について制限付き一般競争入札に付す。

令和8年6月9日

契約担当者

兵庫県立歴史博物館館長 奥村弘

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名 兵庫県立歴史博物館展示ケース等照明器具LED化工事（以下「本件工事」という。）
 - (2) 工事場所 姫路市本町68
 - (3) 工事概要 工種 電気工事
 工法 展示ケース等照明器具のLED化
 - (4) 工期 契約締結日から令和9年3月31日限り
 - (5) 最低制限価格 有
 - (6) 入札方式 制限付き一般競争入札（事後審査型）
 - (7) 契約締結予定日 令和8年7月中旬
 - (8) 支払条件

ア 年割支払	無
イ 前払金	有
ウ 中間前払金	有
エ 部分払	有（履行期間中2回以内とする）
オ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別	有
- 2 応募方法
 単独企業による。
- 3 入札参加資格
 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県（以下「県」という。）の建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の要件を満たしていること。

(1) 入札参加資格工種	電気工事
(2) 営業所の所在地に関する要件	兵庫県内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有すること。
(3) 入札参加資格格付等級又は総合評定値	<p>確認基準日に有効な県の建設工事入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)の電気工事における格付等級がA又はB等級であること。ただし、B等級の者にあつては、入札参加資格者名簿の電気工事における県の建設工事入札参加者に係る資格格付要領(以下「資格格付要領」という。)第4条の規定による社会貢献評価数値を有するものであつて、その合計点数が50点以上、または資格格付要領第4条の規定による電気工事における平均工事成績点が75点以上であること。</p>
(4) 技術・社会貢献評価数値に関する要件	<p>入札参加資格者名簿の電気工事における資格格付要領第4条の規定による技術・社会貢献評価数値を有する者であつて、その合計点数が30点以上であること。ただし、入札参加資格者名簿の電気工事における県発注工事成績を有しない者は、次の①から⑤の工事成績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。)を1件に限り申請できる。この場合において、電気工事における技術・社会貢献評価数値の合計点数に、入札参加資格確認の際に工事成績評定通知書の写しによつて申請された工事成績を換算基準(注1)により換算した点数を加算した点数が30点以上であること。</p> <p>① 国土交通省近畿地方整備局発注の工事。ただし、入札参加資格の電気工事に該当し、令和2年度から令和6年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。</p> <p>② 神戸市発注の工事。ただし、入札参加資格の電気工事に該当するもので、令和2年度から令和6年度までの間に完成したものに限り。</p> <p>③ 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社及び兵庫県住宅供給公社発注の工事。ただし、入札参加資格の電気工事に該当し、令和2年度から令和6年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。</p> <p>④ 農林水産省近畿農政局発注の工事。ただし、入札参加資格の電気工事に該当し、令和2年度から令和6年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。</p> <p>⑤ 西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、地方共同法人日本下水道事業団及び独立行政法人水資源機構発注の工事。ただし、入札参加資格の電気工事に該当し、令和2年度から令和6年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。</p>
(5) 同種工事の施工実績又は専門性の有無に関する要件	博物館等の工事实績を有することが望ましい。

(6) 建設業の許可に関する要件	電気工事業に係る（特定）建設業の許可を有すること。
(7) 配置技術者に関する要件	本件工事は建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認める工事である。
(8) 入札保証金	不要
(9) その他	別紙「建設工事の制限付き一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」2に示すとおり。

(注1) 換算基準：工事成績89点以上は加算点120点、工事成績84点から88点は加算点90点、工事成績79点から83点は加算点60点、工事成績74点から78点は加算点30点、工事成績69点から73点は加算点0点、工事成績64点から68点は加算点-20点、工事成績63点以下は加算点-40点に換算する。

4 入札手続等

手続等	期間・期日	場所・方法
(1) 建設工事請負契約書等の閲覧	令和8年6月9日（火）から 令和8年6月18日（木）まで （注2、3、4）	姫路市本町68 兵庫県立歴史博物館
(2) 設計図書の交付	令和8年6月9日（火）から 令和8年6月18日（木）まで	兵庫県教育委員会ホームページ https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/
(3) 提出資料の様式等の交付	令和8年6月9日（火）から 令和8年6月18日（木）まで	兵庫県立歴史博物館ホームページ https://rekihaku.pref.hyogo.lg.jp
(4) 入札参加申込書の受付	令和8年6月9日（火）から 令和8年6月18日（木）まで （注2、3、4）	姫路市本町68 兵庫県立歴史博物館に持参又は郵送する
(5) 質問書（様式20号）の受付	令和8年6月18日（木）から 令和8年6月20日（土）まで （注2、3）	電子メール Rekishihakubutsu@pref.hyogo.lg.jp 又はFAX(079)288-9013
(6) 回答書の閲覧	令和8年6月25日（木）から	入札参加者に電子メール又はFAXにて回答する
(7) 入札書の提出	令和8年7月2日（木） 午後5時必着	姫路市本町68 兵庫県立歴史博物館に郵送する
(8) 工事費内訳書の提出	令和8年7月2日（木） 午後5時必着	姫路市本町68 兵庫県立歴史博物館に郵送する
(9) 開札	令和8年7月3日（金） 午前10時	兵庫県立歴史博物館 会議室
(10) 入札結果の公表	落札決定後速やかに（注5）	姫路市本町68 兵庫県立歴史博物館
	契約締結後速やかに	兵庫県教育委員会ホームページ 兵庫県立歴史博物館ホームページ

(注2) 兵庫県立歴史博物館の休館日（月曜日、月曜日が祝日等の場合は翌日）を除く

(注3) 毎日午前9時から午後5時まで

(注4) 正午から午後1時までを除く

(注5) 落札決定日の翌日までに公表する

5 入札参加資格確認資料の提出

開札後、入札執行者から下記の入札資格確認書類の提出を求められた入札参加者は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に、兵庫県立歴史博物館まで各2部提出すること。

なお、様式等は、別紙「建設工事の制限付き一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」6(2)のとおり、兵庫県教育委員会又は兵庫県立歴史博物館ホームページからダウンロードを行い保存することにより取得しておくこと。

- (1) 配置予定技術者の資格 (様式6号の2)
- (2) 現場代理人の資格 (様式6号の3)
- (3) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係 (様式7号)
- (4) 国土交通省近畿地方整備局等発注の工事成績 (様式19号)

((4)については、入札参加資格者名簿の電気工事における県発注工事成績を有しない者で、3(4)ただし書①から⑤の工事成績の加算を希望する者のみ)

6 その他

- (1) 別紙「建設工事の制限付き一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」のとおりとする。
- (2) 現場説明会は実施しない。なお、本件工事において取付ける機器は同等品可としていることから、同等品等による入札を行う場合は令和8年6月20日（土）までにカタログ等仕様が確認できるものを提出し、契約担当者の承認を得ること。
- (3) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。なお、通知を行う場合は契約管理課ホームページ（アドレス<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks03/nyusatukeiyakutetuduki.html>）に掲載している様式を使用すること。
- (4) 本件工事は、電子契約手続きの対象外とする。

7 入札担当課（問合せ先）

姫路市本町68

兵庫県立歴史博物館 総務課

TEL 079-288-9011

建設工事の制限付き一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

1 入札の実施

本件入札は兵庫県立歴史博物館が電子入札システム未導入のため、入札書の郵送により行う。

2 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であって、かつ、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

ただし、事後審査型の配置予定技術者の専任性の確認は、申込期限日によらず、下記7(2)に定める入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「提出期限日」という。）を基準日とする。

(1) 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まで失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

ウ 入札公告において格付等級を定めている場合にあつては、入札参加資格者名簿の該当の工事の種別の格付等級が、入札公告に示すものであること。

また、入札公告において総合評定値を定めている場合にあつては、入札参加資格者名簿の該当の工事の種別の総合評定値が、入札公告に示すものであること。

なお、建設業法の規定による該当工事に係る経営事項審査結果の総合評定値（P）に、建設工事入札参加者に係る資格格付要領（以下「資格格付要領」という。）第4条の規定に基づく格付をする工事に係る技術・社会貢献評価数値に準じて算定した数値を合算した数値を総合評定値とみなす。

エ 兵庫県指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

カ 兵庫県発注の入札公告に示す工種に係る低入札価格調査対象工事を入札公告に示す入札参加資格の申込期限日までに完了しない者にあつては、入札公告に示す工種における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

キ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当しない者であること。

(2) 配置技術者の要件

ア 入札公告に示す技術者を、建設業法第26条の規定により適正に配置できること。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であつて、かつ原則、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。ただし、本件工事及び他の工事の契約希望金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額未満である場合は、この限りではない。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に配置すること。

なお、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、契約工期中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出ることができる。

なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の監理技術者とすることができる。

入札公告3(7)が求める施工実績については、工場製作期間の配置予定技術者は工場製作の実績を、現場施工期間の配置予定技術者は現場施工の実績をそれぞれ有していればよい。

(3) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

現場代理人の常駐の確認は、申込期限日によらず提出期限日を基準日とする。

ウ 工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を現場代理人として届け出ることができる。

なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の現場代理人とすることができる。

3 入札参加の手続

(1) 本件工事の入札参加を希望する者は、入札公告に示す期間内に、持参又は郵送により入札参加申込書を提出すること。

(2) 入札公告に示す入札参加申込期限日以降は、原則として入札参加申込書の差替え及び再提出は認めない。

4 誓約書及び設計図書等の交付

誓約書及び設計図書（仕様書、図面等をいう。以下同じ。）等は、兵庫県教育委員会ホームページ及び兵庫県立歴史博物館ホームページからダウンロードを行い保存することにより取得すること。

5 入札保証金

不要

6 入札手続等

(1) 入札に関する条件

ア 入札金額その他記入が必要な事項についての情報並びに入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名・押印のある入札書が、所定の提出期限を厳守して契約担当者に郵送により提出すること。

なお、郵送に際しては、配達記録が残る書留郵便等によるものとし、入札書を封入した封筒を更に郵送用の外封筒に封入し、外封筒には入札参加者名及び入札公告に示す提出先を明示すること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。また、入札金額が訂正されていないこと。

カ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

キ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、記入された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。ただし、特に指示した場合は、この限りではない。

ク 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を所定の場所に所定の日時までに提出すること。

ケ 入札の執行回数は、2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、初度の入札において落札候補者がいる場合であって、下記7において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは日を改めて再度の入札を行う。

コ 再度の入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(8) 初度の入札において、上記オまたはキの条件に違反し無効となった入札者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、7(2)入札参加資格確認資料の提出期間中に、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札候補者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札候補者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(2) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 下記9で定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札

ウ 入札参加申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 開札から落札決定までの間に県の指名停止基準に基づく指名停止を受けた者の入札

オ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当する者のした入札

(3) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 正、その他の理由により、競争の実益がないと契約当事者が認めるときは、入札を取り消すことができ、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いること。

エ 提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求められることがある。

なお、工事費内訳書の提出方法は、郵送によることとする。

郵送にあたっては、配達記録が残る書留郵便等によるものとし、工事費内訳書を封入した封筒を更に郵送用の外封筒に封入し、外封筒には入札参加者名及び入札公告に示す提出先を明示すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を記入して提出すること。

キ 開札手続を進めるに当たって、直ちに対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、入札者は容易に連絡が可能な状態で待機すること。

ク 入札書を提出した後においては、入札書を書換え、引換え又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の提出があったものとする。

7 落札者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者を、落札候補者に決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札公告に示す入札参加資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に、入札公告に示す提出先まで提出すること。

ア 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書・講習修了証等の写しを添付すること。

また、入札公告における入札参加資格要件として、当該技術者に同種又は類似の施工実績を求めている場合には、過去15年以内に工事が完成し、その引渡しが完了しているものに限り様式6号に記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似の工事であることが確認できる書類を添

付することとし、現場代理人を兼務する場合は、その旨を記載すること。

(f) 現場代理人の資格

入札参加資格があることを判断できる現場代理人を様式6号の3に記載すること。

なお、記載件数は現場代理人3名以内とし、住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等を添付すること。

また、配置予定技術者が現場代理人を兼務する場合は、様式6号の3の提出は不要とする。

(g) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる商業登記簿謄本等の写し

(h) 同種又は類似の工事の施工実績

入札公告における入札参加資格要件として、同種又は類似の工事の施工実績を求めている場合には、入札参加資格があることを判断できる同種又は類似工事の施工実績を、様式5号に記載すること。

なお、記載件数は、代表的な工事3件以内とし、過去15年以内に工事が完成し、その引渡しが完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似工事であることが確認できる書類を添付すること。

(i) 国土交通省近畿地方整備局等発注の工事成績

入札公告における入札参加資格要件として、技術・社会貢献評価数値の合計点数が要件となっている場合に、入札参加資格者名簿の入札公告で示す工種における兵庫県発注工事成績を有しない者が、工事成績（入札公告3(4)①から⑤により定められたもの。）を申請するときは、様式19号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 工事成績評定通知書の写し

b 一般財団法人日本建設情報総合センター登録内容確認書（工事实績）の写し

c 入札参加資格者名簿の入札公告で示す工種に分類されることが確認できる設計書等の写し（bにおいて確認できる場合は不要。）

d 施工場所が兵庫県内であることを確認できる契約書等の写し（入札公告3(4)②以外。イにおいて確認できる場合は不要。）

イ 資料の様式は、上記4と同じ方法で取得すること。

ウ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

エ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

オ 提出された資料は返却しない。

カ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

キ 入札資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して入札参加資格の確認の対象となる順位を付け、順位が上位の（数字が小さい）者を落札候補者とする。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

(4) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

(5) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札

した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (6) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

8 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の翌日から起算して7日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に契約書を提出すること。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は兵庫県から指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。

9 契約保証金

落札者は、契約締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる、担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

10 支払条件

(1) 前金払

保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、請負代金額の10分の4以内の前金払を行う。ただし、工期が2か年度以上にわたる契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払予定額の10分の4以内の前金払を行う。

(2) 中間前金払と部分払の選択

落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか部分払を受けるかを選択する（契約締結後、この選択を変更することはできない）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることはできない。

(3) 中間前金払

部分払を選択せずに中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から次の要件を全て満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、請負代金額の10分の2以内の前金払を行う。ただし、工期が2か年度以上にわたる契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の2以内の中間前金払を行う。

ア 工期の2分の1を経過していること。

イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 部分払

中間前金払を選択せずに部分払を選択した者は、入札公告に示す回数以内の部分払を請求することができる。

なお、兵庫県の都合により契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払の回数を変更することがある。

11 下請負人の健康保険等加入義務等

- (1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

- (7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- (4) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

- (7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - (4) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- (3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。
- (4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において、(7)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者がイに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

12 その他

- (1) 契約を締結した者は、本件工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1か月以内に（工期が1か月に満たない場合には、契約締結後速やかに）、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

- (4) (3)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
- (5) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (6) 受注者は、契約後V E方式の実施承認を受けた場合には、契約締結後に設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

その際、提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行う。

詳細は、特記仕様書等による。

- (7) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。
- (8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県立歴史博物館で落札決定日の翌日までに公表する。
また、契約締結後、速やかに兵庫県立歴史博物館ホームページで公表する。

正 誤

○令和8年5月26日付け（兵庫県公報第722号）
 兵庫県告示第503号（クリーニング師研修等の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
3	上から16	神戸市中央区下山手通4-10-5	神戸市中央区中山手通4-10-5
3	下から9	神戸市教育会館 神戸市中央区下山手通4-10-5	兵庫県中央労働センター 神戸市中央区下山手通6-3-28